

請 願 文 書 表

平成29年第1回（3月）岐阜市議会定例会

請 願 番 号	請願第5号
件 名	給付型奨学金制度改善に関する請願
受 理 年 月 日	平成29年3月2日
紹 介 議 員	井深正美、原 菜穂子、堀田信夫、松原徳和、服部勝弘、 田中成佳、高橋和江
付 託 委 員 会	厚生委員会
<p>（請願要旨）</p> <p>高い学費や生活費のために、学生の2人に1人が、将来の借金となる奨学金を利用している現状において、その平均利用額は300万円に上り、多くが有利子の奨学金である。現役学生は奨学金返済の不安を抱える中、多額の借金となる奨学金の利用を控えており、苛酷なアルバイトをせざるを得ない学生がふえている。学生を持つ家庭の負担も限界であり、経済的理由から進学を断念する人が後を絶たない。</p> <p>こうした実情と「貸与ではなく給付型奨学金を」の運動に押されて、文部科学省は2016年12月に給付型奨学金制度の案を発表し、2017年度に先行実施、2018年度には制度を確立するとしている。案では、2017年度の対象者は住民税非課税世帯で、学校推薦や一定の成績などの条件を満たす、自宅外から私立大学に通学する学生と児童養護施設退所者などで、給付月額が4万円である。また、施設退所者などには入学時の一時金として24万円が別途支給される。さらに、2018年度も住民税非課税世帯及び成績などの条件は同じであり、給付月額は自宅から国立大学に通学する場合は2万円、自宅外から国立大学に通学する場合及び自宅から私立大学に通学する場合は3万円、自宅外から私立大学に通学する場合は4万円となる。</p> <p>給付型奨学金の対象となる学生は、全国において2017年度は2,800人、2018年度は2万人と極めて少ない。OECD諸国の給付型奨学金受給率は、米47.6%（2011/12年度）、英48.9%（2013/14年度）などであり、日本も条件を緩和して、対象者を拡大し、必要な学生なら誰もが受けられる制度に改善していくことが強く求められている。</p> <p>以上のことから、下記事項について請願する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 国に対し、給付型奨学金制度の成績要件等を緩和し、生活保護や住民税非課税世帯、ひとり親世帯のみならず、一定の所得のある世帯も対象にした制度に早急に改善し、誰もが受けられる制度へ向け地方自治法の規定による意見書を提出すること。</p>	
付 託 年 月 日	平成29年 3月16日（木）
審 査 結 果	平成29年 3月24日（金） 不採択